

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第28号

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p><u>特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2章の規定の執行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。</p> <p>(1) 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び<u>主たる事務所</u>の所在地</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2章、<u>第3章及び第5章</u>の規定の執行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。</p> <p>(1) 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び<u>事務所</u>の所在地</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 法第10条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する条例で定める軽微なものは、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のものとする。</u></p> <p><u>4 法第10条第3項の規定に基づき補正をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出するものとする。</u></p> <p>(1) <u>補正の内容</u></p> <p>(2) <u>補正の理由</u></p>

(社員総会における表決の電磁的方法)

第2条の2 法第14条の7第3項に規定する電磁的方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(事業報告書等の提出)

第3条 法第29条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月

(社員総会の議事録)

第2条の2 社員総会の議事については、規則で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(定款の変更の認証申請)

第2条の3 法第25条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 定款の変更の内容

(2) 定款の変更の理由

(定款の変更の届出)

第2条の4 法第25条第6項の規定により届出をしようとする特定非営利活動法人は、前条各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出するものとする。

(事業報告書等の提出)

第3条 法第29条の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に

以内に行うものとする。

2 法第29条第2項の閲覧の用に供するため、特定非営利活動法人は、知事に対し、次の表の各号の左欄に掲げる場合に、当該各号の中欄に掲げる書類を、当該各号の右欄に掲げる時期において提出するものとする。

区 分	提出すべき書類	提出すべき時期
(1) 設立又は合併の認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号の書類、法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。この号の右欄において同じ。）の登記に関する書類の写し及び法第14条の規定による成立の時の財産目録又は法第35条第1項の財産目録	法第13条第2項の規定による届出書の提出時に併せて提出
(2) 定款の変更の認証を受けた場合	当該変更の認証に係る変更後の定款	定款の変更の認証を受けた後、遅滞なく提出
(3) 毎事業年度1回、事業報告書等を作成した場合	法第29条第1項の書類の写し	法第29条第1項の規定による事業報告書等の提出時に併せて提出

（事業報告書等の閲覧）

第4条 法第29条第2項及び第44条第3項の規定による閲覧は、知事が定める場所において行うものとする。

行うものとする。

（事業報告書等の閲覧及び謄写）

第4条 法第30条の規定による閲覧及び謄写は、知事が定める場所において行うものとする。

2 法第30条の規定により事業報告書等、役員名簿又は定款等の謄写の請求

(合併の認証申請)

第5条 法第34条第3項の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2)・(3) [略]

2 [略]

をした者は、知事が定める額の当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(合併の認証申請)

第5条 法第34条第3項の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

(2)・(3) [略]

2 [略]

(認定の申請)

第6条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 設立年月日

(3) 事業年度

(4) その他知事の定める事項

(認定の有効期間の更新申請)

第7条 法第51条第2項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 認定の有効期間

(3) 事業年度

(4) その他知事の定める事項

(その他の事務所が所在する法人の定款の変更の届出)

第8条 法第52条第2項に規定する書類を提出しようとする認定特定非営利活動法人は、当該書類を添付した提出書を知事に提出するものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第9条 法第55条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行うものとする。

(助成金支給書類等の提出)

第10条 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、法第54条第3項の書類を知事に提出するものとする。

2 認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。次項において同じ。）を行うときは、事前に、法第54条第4項の書類を知事に提出するものとする。

3 前項の海外への送金又は金銭の持出しが災害に関する援助その他緊急を要する場合で同項に規定する書類を事前に提出することが困難なときは、当該海外への送金又は金銭の持出しを行った後、遅滞なく、当該書類を知事に提出するものとする。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第11条 法第56条の規定による閲覧及び謄写は、知事が定める場所において行うものとする。

2 第4条第2項の規定は、法第56条の規定による謄写について準用する。この場合において、同項中「第30条」とあるのは「第56条」と、「事業報告書等、役員名簿又は定款等」とあるのは「法第44条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項の書類若しくは同条第4項の書類」と読み替えるものとする。

(仮認定の申請)

第12条 法第58条第1項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 設立年月日

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の準用)

第6条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年岩手県条例第52号)の規定は、法第14条の規定による作成及び備置き、法第28条第1項の規定による作成及び備置き並びに同条第2項の規定による閲覧並びに法第35条第1項の規定による作成及び備置きについて準用する。この場合において、同条例の規定中「条例等」とあり、及び「他の条例等」とあるのは「法」と、同条例第2条第2号中「条例及び条例に基づく規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。)」とあるのは「特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)」と読み替えるものとする。

(3) 事業年度

(4) その他知事の定める事項

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第13条 第8条から第11条までの規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第8条中「第52条第2項」とあるのは「第62条において準用する法第52条第2項」と、第9条中「第55条第1項」とあるのは「第62条において準用する法第55条第1項」と、第10条第1項中「第54条第3項」とあるのは「第62条において準用する法第54条第3項」と、同条第2項中「第54条第4項」とあるのは「第62条において準用する法第54条第4項」と、第11条中「第56条」とあるのは「第62条において準用する法第56条」と読み替えるものとする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の準用)

第14条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年岩手県条例第52号)の規定は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、法第28条第1項の規定による作成及び備置き、同条第2項の規定による備置き並びに同条第3項の規定による閲覧、法第35条第1項の規定による作成及び備置き、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、法第52条第4項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、法第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)の規定による備置き、法第54条第2項から第4項まで(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き並びに法第54条第5項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について準用する。この場合において、同条例の規定中「条例等」とあり、及び「他の条例等」と

<p>(補則)</p> <p><u>第7条</u> この条例に定めるもののほか、<u>法第2章の規定及びこの条例の実施のための手続その他これらの執行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>あるのは「法」と、同条例第2条第2号中「<u>条例及び条例に基づく規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第15条</u> この条例に定めるもののほか、<u>法第2章、第3章及び第5章の規定並びにこの条例の実施のための手続その他これらの執行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
<p>2 (設立の認証申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第10条第1項第2号ハに規定する住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法（昭和27年法律第125号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第4条第1項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、区）の長が発給する文書</u></p> <p><u>(3) 当該役員が前2号に該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書</u></p>	<p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第10条第1項第2号ハに規定する住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年7月9日から施行する。
- 表2の項の改正部分の施行の際現に知事に提出されているこの条例（表2の項の改正部分に限る。）による改正前の特定非営利活動法人の設立の手続等に関する条例第2条第2項第2号に掲げる書面は、この条例（表2の項の改正部分に限る。）による改正後の特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例第2条第2項第1号に掲げる書面とみなす。